

災害時における応急設備工事等の協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と協同組合千葉電設協会（以下「乙」という。）及び協同組合千葉市管工事業協会（以下「丙」という。）とは、甲の定めた「千葉市地域防災計画」に基づき、地震・風水害等（以下「災害」という。）の発生が予想される場合の甲の管理する公共建築物及び道路・下水道等の公共土木施設等（管理委託の方法により管理するものを含む。以下「公共建築物等」という。）の電気設備及び機械設備（以下「設備」という。）の被害の未然防止及び災害が発生した場合の公共建築物等の応急措置に係る工事等（以下「災害応急設備工事等」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民の安全を確保するため、災害時における民間協力の一環として、公共建築物等の設備の機能の確保及び復旧を図るとともに、甲、乙及び丙間における災害応急設備工事等に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急設備工事等を実施する必要があると認めるときは、乙又は丙に対し協力を要請するものとする。

2 乙又は丙は前項の規定による協力の要請を受けたときは、災害応急設備工事等に必要の人員、機械等を出動させ、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第3条 乙及び丙は、前条第1項の規定による協力の要請を受けた場合において、速やかに災害応急設備工事等に協力できるよう、常に乙及び丙の組合員の出動体制及び被害状況に応じた設備資材の供給体制について、整備するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙又は丙に対し第2条第1項の規定に基づき、協力の要請をする場合は、千葉市都市局長（以下「局長」という。）が行うものとする。

ただし、災害時の状況や緊急を要する場合により局長が要請できないときは、建築部長又は工事担当課長、施設管理担当課長等が行うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙又は丙が実施した災害応急設備工事等に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額、支払方法等については、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

（被害が生じたときの措置）

第6条 災害応急設備工事等の実施に伴い第三者に被害が生じたときは、甲、乙及び丙協議して、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第7条 第2条の規定により、災害応急設備工事等に従事したものが、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときのその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、千葉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年千葉市条例第26号）の定めるところによる。

(実施細目)

第8条 この協定に関する実施細目は、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲、乙及び丙、いずれからも協定改定の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉市中央区栄町24番9号
協同組合 千葉電設協会
理事長 小川力

丙 千葉市中央区中央港2丁目5番14号
協同組合 千葉市管工事業協会
理事長 伊原寛